

医療法人社団優好会 荻窪整形外科
通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団優好会 荻窪整形外科が開設する通所リハビリテーション(以下「事業所」という。)が行う事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する必要な事項を定め、当事業所の従事者が、要支援状態および要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正なリハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリテーション、看護、医学的管理下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、生活の質の向上および利用者の家族の身体的且つ精神的な負担の軽減を図る。

- 2 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施にあたっては、区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 荻窪整形外科 通所リハビリテーション
- 2 所在地 東京都杉並区荻窪五丁目17番14号

(従業者の職種、員数)

第4条 事業の内容は、整形外科を主体とする医療行為および通所リハビリテーションとする。

2 事業所に配置する職員の職種および員数は、次のとおりとする。ただし、法令に基づき兼務することができることとする。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 医師 | 1 名 |
| (2) 理学療法士、作業療法士 | 2 名 |
| (3) 看護職員 | 1 名 |
| (4) 介護職員 | 2 名 |

3 前項に定める者の他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 院長(管理者)は、事業所の職員および業務の管理を一元的に行う。
- (2) 院長は、利用者の診察、健康管理および保健衛生指導を行う。

- (3) 理学療法士、作業療法士は、患者および通所リハビリテーション利用者が日常生活を営むのに必要な機能の改善または維持に努め、その減退を防止するための訓練指導を行う。
- (4) 看護職員は、利用者の保健衛生管理、診療の補助および看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の必要な日常生活上の介護、援助、危機防止に従事する。
- (6) 管理栄養士は、栄養指導を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、17名とする。

(実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、杉並区内とする。

(通所リハビリテーション介護計画の作成)

第8条 事業所は、サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている状況を十分把握し、通所リハビリテーション介護計画を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所リハビリテーション介護計画を作成する。

2 通所リハビリテーション介護計画の作成・変更の際には、利用者または家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

(サービスの提供)

第9条 職員は、通所リハビリテーションサービス等（以下、「サービス」という。）の提供にあたっては、利用者またはその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(送迎)

第10条 利用者の入所時および退所時には、利用者の希望、状態により自宅までの送迎を行う。

(相談援助)

第11条 職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(機能訓練)

第12条 事業所は、利用者の体力や機能の低下を防ぐために、リハビリテーション上必要な訓練および日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(健康保持)

第13条 医師または看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を取り、必要に応じてその記録を保存する。

(サービス提供記録の記載)

第14条 事業所は、サービスを提供した際には、その提供日、内容、保険給付の額、その他必要な記録を

サービス提供記録に記載する。

(営業時間およびサービス提供時間)

第 15 条 事業所の営業日は、月～木曜日および土曜日とする。

休日は、金曜日と日曜日とし、そのほかは年末年始とする。

事業所の営業時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。

サービス提供時間は、1 単位目は、午前 9 時から午後 12 時 30 分までとする。

2 単位目は、午後 1 時 30 分から午後 5 時までとする。

(利用料)

第 16 条 サービスを提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、法定代理受領サービスである時は、その額の 1 割、2 割または 3 割とする。実施地域を越えて行う送迎に要する費用に関する諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。

2 事業所は、利用者から支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

3 利用者は、施設の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(契約書の作成)

第 17 条 事業所は、サービスを提供するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者へ契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(施設利用に当たりの留意事項)

第 18 条 利用者が、サービスの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。

(3) 指定した場所以外で火気を用いること。

(4) 事業所の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。

(5) 故意または無断で施設、設備もしくは備品に損害を与え、またはこれらを事業所外に持ち出すこと。

(災害、非常時の対応)

第 19 条 事業所は消防法令に基づき、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設ける。

2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画を立て、職員による消火、通報および避難訓練を年に 2 回は実施し、そのうち 1 回は職員および利用者が参加する避難訓練を実施する。

(緊急時の対応方法)

第 20 条 サービスの提供にあたり、提供時に利用者へ病状の急変が生じた場合その他の必要な場合は、速やかに必要な医療を行う等、診療について適切な措置を行うこととする。

(身体拘束)

第 21 条 当事業所は、原則として利用者の身体拘束は行わない。利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、家族の「利用者の身体拘束に伴う同意書」に同意を受けたときのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとし、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(施設、設備および備品等)

第 22 条 施設、設備および備品等の利用時間や生活ルール等は、院長が利用者と協議の上、決定する。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置くことにより、占用してはならない。
- 3 施設、設備および備品等の維持管理は職員が行う。

(苦情対応)

第 23 条 利用者はまたはその家族は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。

- 2 院長は、あらかじめ苦情受付担当者を指定する。
- 3 苦情の申し出があった場合は、苦情受付担当者は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無および解決策について、利用者またはその家族に報告するものとする。

(事故対応)

第 24 条 事業所内で利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者家族や契約書に記載の緊急連絡先に連絡する。

- 2 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して、処置等おこなった内容について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(秘密の保持)

第 25 条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても同様とする。

- 2 事業所は、利用者の個人情報の使用に関して利用者より文書にて同意を得ることとし、利用者家族の個人情報の使用に関して家族より文書にて同意を得る。また、利用者および家族は、その使用目的の説明、開示の拒否、利用の停止等を事業所に申し出、事業所は、その申し出の内容が妥当であると判断した場合は、それに応じなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は荻窪整形外科が定めるものとする。

(虐待防止)

第 27 条 事業所における虐待防止に関する基本的考え方

当事業所では、虐待防止は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格を尊重し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待行為のいずれも行いません。

i 身体的虐待 ii 介護・世話の放棄・放任 iii 心理的虐待 iv 性的虐待 v 経済的虐待

2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項について

i 当事業所では、虐待防止に努める観点から、虐待防止委員会を組成します。

本委員会の運営責任者は当事業所の管理者とし、当該者をもって虐待の防止に関する措置を適切に実行するための担当者（以下担当者）とみなします。

ii 虐待防止委員会は、定期的かつ必要な都度担当者が招集します。

関係する職種、取り扱う事項が相互に関連している場合には他の会議と一体的に行う場合があります。

iii 虐待防止委員会は、理事、管理者、相談員、介護職、看護職で構成します。

iv 議題は担当者が起案します。

具体的には、事業所内の組織に関する事、虐待防止の指針の整備に関する事、虐待防止に関する研修に関する事、職員が相談報告できる体制整備に関する事、職員が、虐待を把握した場合に市町村への通報が適切に行われる方法に関する事、虐待が発生した場合に原因を分析し、再発防止のための対策に関する事、防止策を講じた場合のその効果についての評価に関する事他

3 虐待防止に関する職員研修に関する基本方針

i 職員に対する研修の内容は、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該通所介護事業所における指針に基づく虐待の防止を徹底する観点から研修を実施します。

ii 具体的プログラム

ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

イ 高齢者権利擁護事業、成年後見制度の理解

ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

エ 早期発見・事実確認と報告の手順

オ 発生した場合の改善策

iii 実施は年 2 回以上、新規採用時には虐待防止のための研修を実施します。

iv 研修内容については、記録を残します。

4 虐待またはその疑い（以下虐待等と言う）が発生した場合の対応に関する基本方針

i 虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。

ii 事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職の如何を問わず厳正に対処します。

iii 緊急性の高い事案の場合には、市町村、警察の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

i 職員等が虐待等を発見した場合は、担当者に報告する。

ii 担当者が当事者の場合には他の上席者に報告する。

報告を行った者の権利が不当に侵害されないように細心の注意を行ったうえで虐待等を行った本人に事実確認をします。

iii 虐待が事実であることが確認された場合、本人に対して対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

iv iii の措置を実施しても改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合には、市町村等の外部窓口にご相談します。

v 虐待防止委員会において原因を検証した後、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

vi 事業所内での虐待発生後、再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合にも事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者ご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じて社会福祉協議会等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

i 虐待等の苦情相談に関しては苦情相談窓口担当者は、担当者に報告します。

担当者が虐待等を行った者である場合は他の上席者に報告します。

ii 苦情相談の内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう注意を払います。

iii 対応の流れに関しては、虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項に準じて対応します。

iv 相談された事項は、相談者にその対応について報告します。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等はいつでも本指針を閲覧することができるようにします。

9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3 に定める研修会の他、外部機関が提供する研修等には、できるだけ参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽していきます。

附 則

この規程は 2018 年 12 月 1 日 施行

2024 年 10 月 29 日 改定